

岡高第30688号
令和8年2月12日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

公の施設の指定管理者監査の改善措置状況について（通知）

令和7年9、10月実施の公の施設の指定管理者監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

公の施設の指定管理者監査の指摘事項の改善措置状況 (令和7年9, 10月実施分)

高齢者福祉課（岡山市立彦崎老人憩の家）

指摘事項

1 事務処理について

岡山市老人憩の家条例施行規則に基づく施設使用許可手続きが行われておらず、また、毎月行うこととされている事業報告書が提出されていないなど、仕様書に基づく報告に不備が認められました。

改善措置状況

- 1 施設使用許可手続きについては、次年度の年間利用申請を予定している者に対して、事前に市所定の使用許可申請書を発送することで、施設を使用しようとする者から当該申請書を受領するとともに、使用許可書の交付を行うように改めました。
また、月次事業報告書の提出については、毎月10日以内に提出をするように改め、定期的に報告を行っています。